

特定原動機検査事務の業務規程（抜粋）

（目 的）

第1条 この規程は、公益財団法人日本自動車輸送技術協会（以下「協会」という。）が、特定原動機検査事務の排出ガスの検査等（以下「検査」という。）の業務を円滑・適切に実施し、検査を依頼する製作者及び販売者等（以下「申請者」という。）の利便を図り、併せて特定特殊自動車の排出ガスの抑制と国民の健康保護並びに生活環境の保全の確保を目的とする。

（検査事務の手順）

第2条 特定原動機検査事務の手順は、次により行うものとする。

- (1) 検査の受付
- (2) 申請者から次の事項について、事前ヒアリングを実施する
 - ① 検査依頼書
 - ② 試験機器の型式及び能力等
 - ③ 試験機器の定期点検の写し
 - ④ 社内試験結果
 - ⑤ 希望検査日
 - ⑥ 検査場所
 - ⑦ 検査の工程表

注） 2回目以降の検査には、原則として②を省略する

- (3) 申請者に検査日、料金等を通知
- (4) 検査手数料の振込みを確認
- (5) 検査の実施
- (6) 検査結果通知書の作成

（検査事務の実施方法）

第3条 特定原動機検査事務の実施方法は、次による。

- (1) 検査を実施する特定原動機が同一の型式に属する特定原動機の範囲であることを申請書に添付された資料等から特定する。
- (2) 同一の型式に属する特定原動機のうち、排出ガス性能が最も不利な仕様のものを試験を行う特定原動機として選定する。
- (3) 試験前に特定原動機の仕様が、(2)で選定した特定原動機の仕様と同一であることを確認する。
- (4) 試験前に使用燃料が規格に適合していることを確認する。
- (5) 特定原動機の排出ガス性能を測定する試験設備の確認方法
 - ① 試験前に申告された試験設備を確認する。
 - ② 試験前にエンジンダイナモメータの負荷設定を行い、排出ガス分析計

の校正作業を実施する。

(6) 特定原動機が特定原動機技術基準に適合していることの確認方法

- ① 試験結果成績表及び耐久性を証する書面の記載内容が基準値以下であること。
- ② 原動機が作動中は、排出ガスの発散防止装置が確実に機能すること。
- ③ 取り付けられた触媒等は、確実に取り付けられていること。
- ④ 触媒等に損傷がないこと。
- ⑤ 触媒コンバータ、排出ガス再循環装置、酸素センサー、二次空気導入装置、一酸化炭素等発散防止装置等が取り外されていないこと。
- ⑥ 燃料供給装置が変更されていないこと。

(検査事務に用いる機器)

第4条 特定原動機の検査は、申請者が確保した試験機器の場所に出向き、試験機器を確認し、検査を行うものとする。

試験機器の仕様及び校正は、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示(平成18年経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号。以下「告示」という。)の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。)の別添43ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法(8モード法及びNRTCモード法)、平成26年改正告示による改正前の細目告示別添46無負荷急加速黒煙の測定方法、ガソリン・液化石油ガス特殊自動車7モード排出ガスの測定方法に適合するものとする。

試験機器の制御者(オペレーター)は、申請者側が行うものとする。

- 2 告示第12条第1項の適用を受けるものについては、従前の細目告示別添43による。ただし、試験機器については第4条第1項を適用することができる。

(検査事務を行う範囲)

第5条 特定原動機検査事務を行う範囲は、燃料の種類及び出力の項目に対する限定を設けないものとする。

(検査事務を行う時間及び休日)

第6条 検査事務を行う時間及び休日は、次による。

(1) 検査事務の時間

- ① 協会の始業時間は9時とし、終業時間は17時30分とする。
- ② 検査部門である昭島研究室の始業時間は8時45分とし、終業時間は

17時15分とする。

③ 休憩時間は、12時から13時までとする。

④ 出張検査の始業時間は9時とし、終業時間は17時30分とする。

ただし、出張検査の場所により、申請者と始業時間、終業時間及び休憩時間について相談を受けることができる。

(2) 検査事務の休日

① 原則として土曜日、日曜日

② 原則として国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

③ 12月29日から12月31日、1月2日から1月4日

（検査事務を行う事業場及び区域）

第7条 特定原動機検査事務を行う事業場は、昭島研究室とする。なお、検査事務を行う区域は、国外も含むものとする。

（検査事務の実施体制）

第8条 特定原動機検査事務の実施は、昭島研究室で行い、受付から試験成績表の作成まで行うものとする。ただし、主務大臣への検査結果の通知は、本部事務局で行うものとする。

昭島研究室には、管理課（総務・経理関係）、排出ガス試験課（排出ガス試験）及び装置・機器試験課（灯火試験、ベルト試験、難燃性試験等）を設置し、室長の管理下で行うものとする。

なお、出張検査には、原則として法第19条第4項第1号に基づく有資格者1名以上を含み、2名以上で実施するものとする。

① 昭島研究室組織図（別紙 1） ② 有資格者一覧（別紙 2）

（手数料及びその収納方法に関する事項）

第9条 出張検査手数料及びその収納方法等は、原則として次による。

(1) 特定原動機検査事務関係の出張検査等の手数料は、下記による。なお、検査の工程上、別途前泊または後泊の必要が生じた場合は、下記手数料に1日当たりの宿泊費（国内30,000円（税別）、国外34,000円（税別））を加算するものとする。

○ 国内の場合

① 書面審査の場合

書面審査手数料

78,000円

消費税等	6, 240円
合計	84, 240円

② 1日の場合

検査手数料	178, 000円
宿泊費	0円
消費税等	14, 240円
小計	192, 240円
交通機関の実費（2人×往復）	円
合計	円

③ 1泊2日の場合

検査手数料	305, 000円
宿泊費	30, 000円
消費税等	26, 800円
小計	361, 800円
交通機関の実費（2人×往復）	円
合計	円

④ 2泊3日の場合

検査手数料	432, 000円
宿泊費	60, 000円
消費税等	39, 360円
小計	531, 360円
交通機関の実費（2人×往復）	円
合計	円

○ 国外の場合

① 書面審査の場合

書面審査手数料	78, 000円
消費税等	6, 240円
合計	84, 240円

② 3泊4日の場合

検査手数料	559,000円
宿泊費	102,000円
消費税等	52,880円
<hr/>	
小計	713,880円
交通機関の実費（2人×往復）	円
<hr/>	
合計	円

③ 4泊5日の場合

検査手数料	686,000円
宿泊費	136,000円
消費税等	65,760円
<hr/>	
小計	887,760円
交通機関の実費（2人×往復）	円
<hr/>	
合計	円

(2) 出張検査手数料の収受に係る業務は、昭島研究室が担当し、原則として試験実施予定日の前々日までに行うものとする。ただし、交通機関の実費を含めた出張検査手数料が事前に確定出来ない場合には、検査終了後に検査手数料を請求するものとする。

(3) 出張検査の施設・機器及び検査するエンジンの検査前準備並びに検査機の制御者（オペレーター）に係る一切の費用は、申請者が負担するものとする。

(4) 申請者から試験手数料が振り込まれた後で取り下げの通知があった場合、通知を受けた時点までの経費を昭島研究室で計算し、差額を返金するものとする。

（秘密の保持に関する事項）

第10条 検査事務等担当者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 関係法令その他の規定を遵守し、検査等の業務を厳格・適正におこなうこと。

(2) 検査等の依頼事項、検査の状況及び検査結果等については、注意を払うとともに職務上知り得た事項を第三者に洩らす又は利用してはならない。

(3) 検査等の業務担当者は、公務に従事する職員とみなされることから毅然とした態度で対応すること。

(帳簿、書類等の管理に関する事項)

第11条 特定原動機検査事務に関する帳簿の記載内容は次のとおりとし、管理課で5年間保存するものとする。

(1) 帳簿に記載する事項

- ① 指定申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 検査の申請を受けた年月日
- ③ 申請に係る特定原動機の名称、型式及び排出ガス性能
- ④ 検査を行った年月日
- ⑤ 手数料の収納に関する事項

(2) 申請時等に提出のあった資料等は、管理課で5年間保存するものとする。

- ① 申請時に提出のあった概要書
- ② 原動機の図面、写真等
- ③ 試験結果成績表
- ④ その他

(法第21条第6項の規定による開示請求に係る料金に関する事項)

第12条 特定原動機製作等事業者その他の利害関係人から業務時間内に開示請求があった場合は、受け付けるものとする。

(1) 財務諸表の請求（閲覧又は謄写請求）

- | | |
|--------------|----|
| ① 製本の場合 | 実費 |
| ② 製本の写しの場合 | 実費 |
| ③ 転記の場合 | 無料 |
| ④ インターネットで公開 | |

(検査結果の報告の方法に関する事項)

第13条 検査結果の報告は、次の方法で行うものとする。

- (1) 検査終了後、検査の合・否に拘わらず検査結果通知書を発行する。
- (2) 検査結果通知書の記載内容
 - ① 特定原動機の名称及び型式
 - ② 特定原動機を取り付けることができる特定特殊自動車の範囲
 - ③ 指定申請者の氏名又は名称

④ 検査結果

(3) 検査結果通知書の交付

① 検査結果については、検査結果通知書により環境大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣（以下「主務大臣」という。）に遅滞なく通知する。

② 申請者には、検査結果通知書を主務大臣に送付したことを連絡する。

（検査に要する期間に関する事項）

第14条 検査の受付から検査結果通知書を交付するまでの期間は、原則として1ヶ月以内とする。ただし、書類等の差し替え等の日数は除くものとする。

（試験の拒否）

第15条 次に掲げるいずれかの事項に該当しているときは、試験の実施を断ることができる。

- (1) 試験手数料が納入されないとき。
- (2) 試験特定原動機が申請時のものでないとき。
- (3) 安全確保上疑義があるとき。
- (4) 国外における試験について、依頼者側の負担において適正な通訳を準備していないとき。

附 則 （平成18年 3月31日輸技協技第17－115号）

この規程は、平成18年 5月 1日から実施する。

附 則 （平成18年12月11日輸技協技第18－ 65号）

この規程は、平成19年 2月 7日から実施する。

附 則 （平成21年 4月 6日輸技協技第21－ 6号）

この規程は、平成21年 5月15日から実施する。

附 則 （平成22年 3月31日輸技協技第21－248号）

この規程は、平成22年 6月28日から実施する。

附 則 （平成25年10月 2日輸技協技第25－ 77号）

この規程は、平成25年12月 1日から実施する。

附 則 （平成26年 2月10日輸技協技第25－211号）

この規程は、平成26年 4月 1日から実施する。